

議員提出第二十三号議案

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書

平成三十年六月の大阪北部地震、七月の西日本豪雨、九月の台風第二十一号・第二十四号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害が発生した。多くの方が亡くなったり、安否不明となり、今なお避難生活を余儀なくされている方もおられる。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道を始め交通機関への影響なども生じた。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災された方々が一日も早く安心して生活できるように、全力を挙げることが求められている。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に全力で取り組んでいるが、多額の経費、労力、専門的知識が必要である。

第九十七回臨時国会が始まり、一連の被災地の復旧・復興や、公立小・中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための平成三十年度補正予算が成立した。補正予算では、被災地の復旧・復興に七千二百七十五億円、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に一千八十一億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費の追加として一千億円を計上している。しかし、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。よって、国会及び政府におかれては、次の事項について全力で取り組まれるよう強く要望する。

- 一 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
 - 二 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講じること。特に特別交付税は地方交付税総額の六%の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体の各々の配分が大幅に減りかねないことから、復旧・復興対策に財政上の支障が生じないよう、特別交付税の特例的な増額や別枠措置を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十二月十二日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣(防災)	山本順三殿